

総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 令和5年2月21日(火) 午前9時30分
2. 場 所 第3委員会室
3. 出席委員 中平委員長・上田副委員長・林委員・吉津委員・綾城委員
江原委員・田中委員・ひさなが委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 岡田局長・白井主査
8. 協議事項
3月定例会本会議(2月17日)から付託された事件(議案3件)
9. 傍聴者 1名
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前9時30分 閉会 午前09時47分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和5年2月21日

総務民生常任委員長

中 平 裕 二

記 録 調 製 者

白 井 陽 子

中平委員長 本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務民生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより、本委員会に付託されました議案 3 件について、審査を行います。はじめに、議案第 2 号「令和 4 年度 長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

井関市民生活部長 議案第 2 号「国民健康保険事業特別会計」の補正予算につきましては、年度内の執行見込額と現計予算額との調整を行うもののほか、補正予算書 124、125 ページ、第 6 款「基金積立金」につきましては、補正予算説明資料 3 ページにお示ししているとおりであり、特に補足説明はございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 補正予算書 124 ページ、125 ページ、第 6 款「基金積立金」、第 1 項「基金積立金」、第 1 目「国民健康保険基金積立金」につきまして、繰越金を基金に積み立てた理由をお尋ねいたします。

和田総合窓口課長 前年度繰越金の国民健康保険基金への積み立ての理由につきましてお答えいたします。はじめに令和 3 年度長門市国民健康保険事業特別会計決算の概要ですが、歳入総額 53 億 3,464 万 4,918 円、歳出総額 48 億 8,120 万 1,338 円で、歳入歳出差引額 4 億 5,344 万 3,580 円を決算剰余金として令和 4 年度に繰り越しております。今回、令和 3 年度の決算剰余金のうち、令和 4 年度に返還した補助金等を除く 4 億 4,799 万 5,506 円の 2 分の 1 程度の 2 億円に基金預金利息 35 万 3,000 円を合わせ基金に積み立てたいと考えております。現在、被保険者の高齢化の進展や医療の高度化などにより、被保険者数は減少傾向にも関わらず保険給付費総額は増加しております。このまま医療費の増加が続くと県に納める事業費納付金も高止まりすることが予測され、被保険者数の減少に伴い一人あたり負担する事業費納付金額も増加する見込みとなります。こうした状況の中で、将来、万一災害等の不測の事態にあっても被保険者の負担増を招くことのない相応の対応に備え、基金への積み立てを行うことで安定した保険運営につなげていくこととしておるところでございます。

ひさなが委員 理由については分かりました。県内他市と比較して本市の基金

残高、それから一人あたりの基金残高をお尋ねします。また、その残高の適正について担当課の見解をお尋ねいたします。

和田総合窓口課長 令和 3 年度決算時の県内他市の国民健康保険基金残高で比較いたします。3 億 5,621 万 8,465 円は 13 市中で 13 番目、基金残高に被保険者数を除した一人あたりの基金残高が約 4 万 7,000 円で 13 市中 11 番目となっております。この度 2 億円を基金に積み立てた際の基金残高 5 億 5,621 万 8,465 円は 13 市中で 12 番目、一人あたりの基金残高が約 7 万 4,000 円となりまして、これは 13 市中 7 番目となる見込みでございます。約 5 億 5,000 万円の基金保有額が適正かどうかの見解についてのお尋ねでございますけれども、現在この基金には国や県からもここまで積み立てておけば良いとか目標設定といえますが特段の基準が設けられておりませんので、適正かどうかの判断は大変難しいのですが、この基金によって不測の事態にあっても被保険者の負担増を招くことのない対応への備えになりうるものと認識しております。

林委員 今回の関連質疑でございますが、地方財政法の第 7 条には剰余金の取り扱いについて定めております。第 1 項には「地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち 2 分の 1 を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない」とあります。今回の措置というのは地財法との関係というのはどういうふうになるんですか。

和田総合窓口課長 委員ご指摘のとおり、国民会計健康保険事業特別会計におきましては、地方財政法第 7 条の規定がございます。決算剰余金の 2 分の 1 を下回らない額でいきますと今回の基金積み立て額は規定どおりとはなりません。厚生労働省、総務省の見解に公費や前期高齢者納付金などは翌年度もしくは翌翌年度に精算する必要があることから、事実上、決算剰余金の 2 分の 1 以上を積み立てることは難しく、画一的に運用されるものではなく、適用しない運用をする判断の余地も実施主体には残されているとの解釈がなされておりますことから、2 億円の積立額を決めさせていただいたところでございます。

中平委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 2 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 4 号「令和 4 年度 長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

伊藤健康福祉部長 議案第 4 号の「介護保険事業特別会計」の補正予算につきましては、主に年度内の執行見込みにより予算を補正するものでございます。特に補足説明はございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田中委員 それでは質疑です。補正予算書 146 ページ、第 2 款「保険給付費」、第 1 項「サービス等諸費」、第 3 目「施設介護サービス給付費」の補正内容についてお伺いいたします。

河村高齢福祉課長補佐 施設介護サービス給付費の内訳としましては、特別養護老人ホームや老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院に係る給付費となっており、サービスごとに予算を割り当てて管理しております。補正予算要求にあたり、サービスごとに決算見込みを算出したところ、現計予算を上回る見込みであるため、差分を増額補正するものです。

田中委員 補正予算書 150 ページ、第 2 款「保険給付費」、第 6 項「特定入所者介護サービス等費」の補正内容についてお伺いいたします。

河村高齢福祉課長補佐 特定入所者介護サービス費とは、負担限度額認定を受けた被保険者が介護保険施設へ入所または短期入所された際の食費と居住費について、負担限度額を超えた部分に対して介護保険から支給するものです。令和 3 年 8 月の制度改正により、限度額認定者数が減少したものの、新規認定者の増加を見込み令和 4 年度予算を計上しましたが、見込みほどの増加がございましたので差分を減額補正するものです。

中平委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 4 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 4 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。最後に、議案第 5 号「令和 4 年度 長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

井関市民生活部長 議案第 5 号「後期高齢者医療事業特別会計」の補正予算につきましては、年度内の執行見込額と現計予算額との調整を行ったものであり、特に補足説明はございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 一点ほどお尋ねします。今、部長の説明のとおりなんでしょうけど、

164 ページの第 1 款「後期高齢者医療保険料」、第 1 項「後期高齢者医療保険料」、第 1 目、第 2 目。この特別徴収保険料と普通徴収保険料をあわせて 5,815 万円の減額ということになっています。これは補正前の金額から比べると 1 割以上の減ということなのですが、当初の見込みとこれだけの差異があるというのはどういう理由からなのでしょう。その要因について、お尋ねいたします。

大田総合窓口課長補佐 この後期高齢者医療保険料につきましては広域連合から通知された金額、見込み額を計上しておりまして、当初予算で計上したのから最終的に精算見込みということで通知された金額が減ったというものでございます。減少した理由でございますが、被保険者数は昨年度に比べ増えてはおりますが、令和 4 年度当初予算につきましては令和 2 年度、3 年度の仮の保険料率で算定しておりまして、令和 4 年度、5 年度の保険料率が下がったことによりまして、後期高齢者医療保険料の見込みが減ったと推定しております。

中平委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 5 号の全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 5 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで総務民生常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 09 : 47 —